

総合計画基本構想素案に関する議会からの意見及び対応一覧

番号	意見区分	意見内容	対応
1	策定の趣旨 【P.1】	策定の趣旨について、2050年に向けて、人口減少、高齢化、厳しい財政運営への対応と仮定している。行政主導のまちづくりから市民主体のまちづくりへの転換の必要性を強調しているが、このことを主張する策定・計画の趣旨イメージが最初の文脈から読み取れない。まちづくりは2018年現在の子育て世代への施策が重要で、行政と市民の協働の観点が大切である。しかし、大規模商業店舗の出店弊害、交通渋滞、宅地開発と自然破壊、まち・ひと・しごとの破壊も進んでいる。文化づくりは、多様な市民生活の保障・創生が必要となる。「市民主体のまち」「多様な交流」が今日でも大切である。「ながくて未来図」の愛称づくり(新しく生まれる動物の赤ちゃん)を言うならば、今を生きる現実生活(格差・貧困・基盤)の直視が重要で、未来像が拓けてくるのではないか。	策定の趣旨では、いずれ訪れる超高齢・人口減少社会の到来に伴う厳しい財政状況への対応策として、市民主体のまちづくりの必要性に主眼を置き、第6次総合計画を策定したことを明記させていただきました。なお、将来の課題への対応だけでなく、現在の課題への対応も同時に必要であると考えておりますが、子育て世代への対応や行政と市民との協働等、現在の課題に対する取組の方向性については、第3章の基本構想の基本目標(24～37頁)に明記しております。
2	計画の位置づけ 【P.2～3】	「みんなでつくるまち条例」に注釈をつけること。注釈:「長久手市自治基本条例」としてきたこの条例を、より市民のみなさんが親しみやすいよう「長久手市みんなでつくるまち条例」としました。	『市民のみなさんが親しみやすいよう、条例案ができた段階で(仮称)長久手市自治基本条例から「長久手市みんなでつくるまち条例」としました。』という注釈を追記します。
3	第1章 計画の構成 【P.4】	「市民まちづくりプラン」の策定に行政は関わらず策定するという説明があった。しかし、4ページでは、「基本計画」と「市民まちづくりプラン」は、基本構想を実現するための両輪として連動していきます。各基本目標及び政策に沿って、基本計画では施策・アクションプランを、市民まちづくりプランでは市民アクションを実行していくことにより、基本構想の実現を目指します。…とあるが、「市民まちづくりプラン」がどのようにして策定しているのか知るものは「意見集」のみである。自治KENのような位置づけになる恐れを感じるが、「市民まちづくりプラン」は一体誰がどのようにしてまとめていくのか。	市民まちづくりプランの策定にあたっては、全5回のワークショップ(市民まちづくりプランづくり会議)を開催し、市民アクションの内容を市民のみなさんに考えていただきます。また、検討途中段階の市民アクションを、市民のみなさんに試行的に実行していただく取組を予定しています。なお、市民のみなさんが参加しやすく、議論しやすくなるようなプログラムの検討や当日の進行については、行政が担います。その際は、総合計画職員プロジェクトチームの若手職員も参加し、市民のみなさんと一緒に取りまとめ作業を行います。
4	これまでの総合計画 【P.6】	これまでの長久手市における総合計画について、成果の検証と評価方法が重要で、光と影、課題と対応→人口増加、史跡消滅、生物体系の変化、自然環境破壊、基盤整備の失敗等	これまでの課題とその検証については、平成28年度に内部評価として、第5次総合計画の各施策の進捗状況や課題、今後の方向性等について調査し、課題の把握や新たな方向性の検討を行いました。さらに、市内在住の満18歳以上の市民5,000人を対象に意識調査を行い、これまでの市政全般の成果を検証し、市民のこれからのまちづくりに対する意向を把握しました。これら内部評価と市民意識調査結果を踏まえ、第5次総合計画の成果の検証を行いました。検証結果からは、「防犯対策」「災害対策」「交通安全」「公共交通の利便性」「障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくり」「小中学校の教育内容や教育環境」「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」の7項目について、市民が重要な取組と考えているが、進捗度合いに不満があるという結果でした。なお、これらの結果を踏まえて、計画の策定作業を進めているところです。

番号	意見区分	意見内容	対応
5	第2章 財政状況 【P.16～17】	財政状況の説明で、税収に占める社会保障費の割合は、2030年には50%を超え、2050年には、約75%に達し、社会保障費以外に使える予算が年々減少していくと予測している。基本構想の期間は10年後を想定しているが30年後も見据えて「基本計画」「市民まちづくりプラン」を策定していくことへの市民の理解は得られにくい。行政側の改革を示さずに納税者である市民の側に一方的に「市民主体のまちづくり」を押しつけているように感じる。	行政としては、財政の課題に対応するため、事業の見直しや事務の効率化、大規模事業の平準化等に取り組むことで、財源不足に陥らないようにしなければいけません。また、窓口業務等の行政サービスを民間に委託したり、施設の建設等に伴う設計業務や電算委託以外の計画策定業務や支援業務等をできる限り職員自らが実施したりする等、事業の実施方法を見直すことも必要になると考えています。一方で、30年後の2050年を見据え、今後予想される大規模災害や超高齢社会等の課題に対応するためには、地域防災力の向上や介護予防の推進、助け合い、支え合いの地域づくりを進めていくことが必要となります。そのためには、行政だけでは対応できず、地域の力が必要となります。市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、お互いに助け合い、支え合うことによって市民同士のつながりをつくる「市民主体のまちづくり」を今のうちから取り組んでいくことが重要であると考えています。
6	特性と課題のまとめ 【P.22】	人づくりについて、「20才前後の転入が多いものの、25才前後の若者が仕事の都合などにより転入以上に転出している。」とあるが、長久手には学校が多く、20才前後の若者が転入してくるが、卒業しても就職先の企業がなく、必然的に転出して行くのではないかと。学園都市だけでは若者の定住につながらない。	住宅地が多くを占める本市においては、就職先となる企業が多くはありませんが、近隣市町の企業に就職する若者を含め、若い世代の定住に関する要素については、現在進めている基本計画の策定作業の中で検討しているところです。
7	基本構想	基本構想素案の取組の方向性が、抽象的すぎて、どのような事業につながっていくのか、イメージできない。第5次総合計画と比べると、大変分かりにくい。	基本構想素案の取組の方向性については、現在策定中の基本計画と整合を図りながら、表現を修正していきたいと考えています。
8	第3章 将来像 【P.23】	基本構想の将来像について、「幸せが実感できる 共生のまち 長久手 ～そして、物語が生まれる～」とあり、「幸せ」「物語」が基本構想の目標という説明であった。例えば、第3次総合計画＝住んでみたいまち 緑と文化 長久手の創造 第4次総合計画＝ふれあいひろがる創造のまち 長久手 第5次総合計画＝人が輝き 緑があふれる交流都市 長久手 第6次総合計画(案)＝幸せが実感できる 共生のまち 長久手～そして、物語が生まれる～ 「幸せ」「物語」という言葉は、第3次⇒第4次⇒第5次⇒第6次と住み続けている市民には行政の継続性を感じられず、突如として財政が厳しくなるから協力しなさいとなり、市民に将来の不安を煽る感じがするので、考え直すべきだと思う。	本市は、第1次から第3次の総合計画において、土地区画整理事業を始めとする都市基盤整備により「住宅都市」としての骨格を固め、第4次と第5次の総合計画では、愛・地球博の開催やリモの開通を契機に「交流都市」として発展してきました。そして、第6次総合計画では、これまでの「住宅都市」「交流都市」として発展してきた土台を活かしながら、幸せが実感できる「共生のまち」を将来像に掲げたところです。「幸せ」については、「第2次まちづくり行程表」や「幸せのモノサシづくり」、「みんなで作るまち条例」の目的の中でも使われており、これまでの市政運営を継続しているものと考えております。「多くの市民が幸せを実感できる幸福度の高いまち」を実現するには、市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、関わり合い、助け合い支え合える「地域で共生するまち」を目指すことが重要だと考え、「共生」を将来像のキーワードとしました。「物語」については、今回の基本構想の7つの基本目標が、1つの事例ではありますが、物語形式で表現していることもあり、市全体の将来像が7つの基本目標につながっていくことを表現するために使いました。

番号	意見区分	意見内容	対応
9	将来像 【P.23】	基本構想の将来像について、6行目の「また、今後予想される大規模災害や、本市にも訪れる超高齢社会による認知症等の要介護者や孤立死の増加、社会補償費の増加、人口減少社会の到来による税収の減少などの課題への対応が求められます。こうした状況には、行政だけでは・・・幸せを実感できるまちに近づいていきます。」とあるが、具体的な問題提起に対しての対応があまりに漠然としてはいないか。	将来像に記述された課題に対応するために、地域防災力の向上や介護予防の推進、助け合い・支え合いの地域づくりの推進等の施策を進めていくこととなります。これらの施策を推進していくためには、市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、関わり合い、助け合い支え合える「地域で共生するまち」を念頭において、対応していく必要があると考えております。
10	将来像 【P.23】	基本構想の将来像で、約50年での急激発展の市(地域)課題と世代継承から共生のまちと表現しているが、現状分析に飛躍が有り、現時点の分析が必要ではないか。基本目標で分野ごと「ながくて未来の物語」「イメージイラスト」挿入の意図・主張に違和感を覚える。そもそも基本構想案は、地方自治体である長久手市と国・県政との関係について触れられていない。それは長久手市長以下、地方自治体としての責務について自覚・責任をどう理解しているかにかかっている。憲法や地方自治法にのっとった行政をすすめていくべきではないか。	基本構想の将来像は、本市の10年後の目指すべき姿を記述したものであり、将来像に記述された課題に対応するための施策を推進していくためには、市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、関わり合い、助け合い支え合える「地域で共生するまち」を念頭において、対応していく必要があると考えております。なお、本市の特性や課題については、第2章の長久手市の状況(22頁)に記述しており、子育て世代への対応等、現在の課題に対する取組の方向性については、第3章の基本構想の基本目標(24～37頁)に記述しております。基本目標で分野ごとに記載されている「イラスト」については、物語の内容を踏まえて描いたもので、物語をよりイメージしやすくするために挿入しました。第6次総合計画の策定にあたっては、国・県の動向や関連法令を念頭におきながら、検討作業を進めておりますが、計画には網羅的にあらゆる施策を位置付けるのではなく、重点的な施策を位置づけることとなります。なお、計画に掲載しない法定業務等についても、適切かつ着実に実施していきます。
11	ながくて未来の物語	物語に対しては、「第6次総合計画に親しんでもらえるように、絵本にしました。」というように物語は、基本構想と別刷りにして周知啓発に使うべきではないか。	10年後の本市が目指す姿を多くの市民に知ってもらい、イメージしてもらいやすくするため、各分野の1つの事例を「物語」形式にしたものであり、市民の皆様と検討してきた基本構想の一部であるため、別刷りにすることは考えていません。
12	基本目標1 人づくり 【P.24～25】	基本目標1の「まちづくり協議会」の表記があるが、まちづくり条例との整合性を図るためにも「まちづくり組織」にすべきではないか。また、自治会等の既存組織がないのはなぜか。総合計画は市長のマニフェストではないので、あまりに不確定で合意形成されていないコミュニティ像に偏るのは最上位計画として違和感がある。(5次総:自治組織)	「まちづくり協議会」の表記は、まちづくり条例との整合性を図るためにも「まちづくり組織」に修正します。自治会等を始めとする地域活動団体も読み取れる記述とします。
13		基本目標1の地域共生ステーションのみを表記しているが、コミュニティの拠点としては既存の集会所等を含めるべきではないか(5次総の基本方針5)。	集会所を始めとする既存のコミュニティに関する記述が入っていないため、追記します。
14	基本目標2 子ども 【P.26～27】	子どもの分野について、環境の整備とあるが、その中に保育園の整備が入っているのか、分からない。また、待機児童を無くす、障がいのある子、LGBT等の具体的な表現をすべきである。	保育園の整備については、基本目標2の政策1で想定しております。また、障がいのある子に関する内容についても、基本目標2の政策2で想定しております。なお、LGBT等の具体的な表現については、現在策定中の基本計画と整合を図りながら、表現の追記を検討していきたいと考えています。

番号	意見区分	意見内容	対応
15	第3章	基本目標2の政策3の1つ目「学校教育を軸に取り組みます」とは具体的にどのようなことか。個別計画との整合性を図るためにも学校教育だけにとらわれるべきではない。保育園についても、平成30年4月に厚生労働省の保育所保育指針が改定され、教育の対象になったため、そういった観点を追記すべきである。	現在策定中の基本計画や教育振興基本計画と整合を図っていきます。また、平成30年4月に改正された保育所保育指針の内容に合わせ、追記します。
16		基本目標2 子ども【P.26～27】 基本目標2 子どもが元気に育つまちについて、「自分たちのまちは、自分たちでよくしていこう」という意識を育むことは重要です。その前に、行政としてやるべきことがあるのではないか。 (1) それは、小中学校の教育環境を整備し、一人ひとりの子どもの全面的な発達、年相応の成長が保障されることに行政が責任を持たなければならない。 (2) 学校図書室の充実・正職司書員の複数配置。学校事務職員の増員。学用品費の軽減、給食費の無料化、クラブ活動費の補助等々。 (3) 保育園、学童保育所を増設する。学童保育所は子ども達の放課後の生活の場として食事を提供できる設備を備える。 (4) 子どもの感性が育まれる環境の整備について、県芸大等の学生パーワーの活用システムを構築する。これには、学生たちの安定したバイト先の確保と実践を伴うことができる。また、自然環境保全が必要になる。	基本目標2「子どもが元気に育つまち」を実現するために、行政としてすべきことについては、現在進めている基本計画の策定作業の中で検討しているところです。
17		こどもの「保育園(0～2才児)や放課後の児童クラブの待機児童が発生している。」とあるが、昨日今日の話ではなく、以前からの課題である。具体的にどのように解消していくのか示すべきである。	待機児童対策に関する要素は、現在進めている基本計画の策定作業の中で検討しているところです。
18		基本目標3に遊休農地の解消、食育の推進、地産地消等は、農ある暮らしにきちんと明記すべきでないか。5次総から後退している感がある(5次総P12)。また、食育の推進について、学校における子どもに対する食育という観点でなく、「一人暮らしの大人の栄養バランス」や「高齢者のタンパク質不足」等、大人に対する食育の観点が、食育計画の柱になっているため、そういった観点もしっかりと明記すべきである。	遊休農地の解消については、政策2の二つ目に記述されています。食育の推進については、「基本目標2の政策3」と「基本目標3の政策2」の両方に追記を検討します。地産地消については、「基本目標3の政策2」に追記を検討します。また、大人の食育の観点も明記します。
19		基本目標3 自然環境【P.28～29】 基本目標3「万博理念を継承した自然との共生」というのが、モリコロパークにジブリ構想があるがどうなのか。大規模遊園地とは違うが、何も無い公園も大事である。	モリコロパークで整備が予定されているジブリパーク構想については、愛知県の事業であることから、まだ具体的な中身について把握しておりません。しかしながら、本市としては、ジブリパーク構想を契機と捉え、自然環境の保全やまち中の緑化、観光交流の活性化の要素を盛り込めないか、現在進めている基本計画の策定作業の中で検討しているところです。
20	自然環境について、「東部の豊かな自然が共存している。」とあるが、「東部の丘陵地において、土砂採取が行われている箇所が散見され、緑の保全が課題となっている。」とある。散見された時点で、市はどのような防止策を講じてきたのか。ただ、放置してきたのではないか。最近、大規模な土砂採取を行っているという声を聞くが、対応はどうか。	現在計画されている土砂採取行為については、みどりを適切に保全するために、長久手市みどりの条例に基づき、事業者に指導、助言をしています。また、想定される様々な課題を地元関係者や事業者と相談しながら、どのような対応が必要か現在調整しているところです。	
21	基本目標4 生活【P.30～31】 基本目標4の物語中の(笑)の多用は、いいのか？	(笑)の表現については、削除します。	

番号	意見区分	意見内容	対応
22	第3章	基本目標4の物語に政策1しか反映されておらず、政策2、3の内容がない。また、今ある施策のみで、10年後の具体的な施策がない。	物語は、各分野の10年後の目指す姿の1つの事例をイメージできるようにまとめたものです。なお、政策2の「地域で役割と居場所を持つ」、政策3の「防災や防犯」に関する要素が含まれていると考えております。基本目標4の施策については、特に平成26年9月に策定した地域福祉計画に掲げる取組を中心に盛り込み、これらの取組は短期間で完結するものではなく、中長期的な展望にたって取り組む必要があります。このため、今ある施策であっても引き続き実施していきたいと考えております。なお、現在策定中の第2次地域福祉計画と整合を図っていきます。
23		基本目標4の安心して暮らせるまちについて、災害時に、助け合える地域にするため、地域防災力の向上に取り組めます。東海・東南海・南海トラフ・猿投北断層の地震被害予想が発表されている。それを受けて市としての減災対策が必要であるが、例えば、家屋の耐震化、共同住宅の耐震化診断の補助制度はあるが、耐震化をする場合の補助制度の拡充等が必要である。また、高層住宅・タワーマンションが建設されているが、将来の人口減、空き屋の増加等が予測されている現在、規制を考える必要もある。消防が広域化されたが、広域化による消防力の低下は紛れもない。その分、どう補っていくのか。下水道の耐震化、浄化センター(本体、停電時の対策)もどうなのか。市民のみなさんに助け合いを求める前に、行政の計画を示す必要がある。また、支え合いマップづくりも、市から「続けても止めてもいい」と言われたとの地域の声がある。一貫性がないのではないか。災害時に助け合える地域にするため、地域共生ステーションを基点に、小学校区に複数の人が集える場所をつくる。	住宅の耐震化や空き屋対策、消防力の強化、下水道の耐震化、災害時の助け合いの拠点等に関する要素については、現在進めている基本計画の策定作業の中で検討しているところです。なお、支え合いマップづくりについては、市民のみなさんが主体的に地域の課題を解決する地域づくりに資する大事な取組であると考えており、基本計画にも位置付けて、継続していきます。
24	基本目標5 交流 【P.32～33】	基本目標5の物語に政策1、2が反映されていない。現在の長久手の状態の記述で、暗中模索のままである。	政策1の「歴史・文化芸術・スポーツといったまちの資源を活かした人々の交流」、政策2の「まちの情報発信」に関する要素が含まれていると考えております。物語については、現在策定中の基本計画と整合を図るため、今後、表現の追記及び修正をしていきたいと考えています。なお、基本計画に明記する施策の内容については、現在進めている基本計画の策定作業の中で検討しているところです。
25		基本目標5の政策1に警固祭りを明記すべき。	警固祭り等の伝統文化の保全や継承については、追記します。
26		基本目標5の政策2にリリモテラス、ジブリパークも明記すべき。特に、ジブリパーク構想のことについては、県の事業ではあるが、市としてはせっかくのチャンスなので、県と連携を図ること等を明記し、市としての姿勢を見せるべきである。	リリモテラスとジブリパークについては、基本目標の説明文に追記し、リリモテラスについては、基本目標5の政策2に追記することを検討します。
27		基本目標5のまちの資源・・・まちの歴史を次世代に継承するというが、市には正職で経験年数を持つ学芸員がいない。郷土史研究会の活動を援助し進めることも必要だが、正職での学芸員を複数採用すべきではないか。	現時点では、正規職員で学芸員を複数採用する予定はありません。
28		基本目標4・5 生活・交流 【P.30～33】	基本目標4、5のフレーズがほぼ同じになっている、表現を変えられないか。

番号	意見区分	意見内容	対応
29	基本目標6 都市経営 【P.34～35】	都市経営について、渋滞対策や道路整備等の今後10年間も進めなくてはいけない事業があるが、そういった内容が全く読み取れない。特に市街化調整区域では、整備されていない道路が沢山ある。必要な道路は、今後も整備していくことが分かる表現をしっかりと追記してほしい。	渋滞対策や道路整備等については、今後も当然必要であると考えております。具体的な表現については、現在策定中の基本計画と整合を図りながら、表現を修正していきたいと考えています。
30		基本目標6について、5次にあたりリノモでにぎわい交流するまちという部分がすっきり抜けている。政策1にリノモの表記があるべきではないか。	5次にあった「リノモでにぎわい交流するまち」という部分については、現在進行中のリノモ沿線の開発に関する記述を「基本目標6の政策2」に追記します。
31	第3章 基本目標7 市政運営 【P.36～37】	基本目標7の「職員が飛び出すまち」が物語の中でもクローズアップされているが、まちに出ている職員があるべき姿なのか。庁舎で働くことを否定することにならないか。庁舎内での業務も重要であり、気軽に市役所に来ていただくということも必要である。このフレーズでは、職員は庁舎内にいることがいけないのでは、と誤解をまねく。「市民に寄り添うまち」等に表現を修正すべきである。	市民主体のまちづくりを進めるにあたり、これからの職員のあるべき姿の一つの事例として、積極的に地域に出て、市民と顔の見える関係を築くという理想の姿を物語として描いています。また、庁舎での業務については、他課との連携や業務の改善・見直しのことが描かれており、庁舎で働くことを否定しておりません。
32		基本目標7のたいした用事がなくても訪ねてもらうことが市役所のあるべき姿であるのか。総合計画の物語として違和感がある。	「たいした用事がなくても訪ねてもらう」という表現を、「市役所に用事があった際に、気軽に声をかけてもらえる」という表現に修正します。
33		基本目標7の物語に政策1しか反映されていない。	「基本目標7の政策2」に関する要素については、現在策定中の基本計画と整合を図りながら、今後、物語に追記していきたいと考えています。
34		基本目標7の政策1の2つ目、挑戦しやすい仕組みづくりとは具体的にどのようなものか。柔軟に対応するための方法論として挑戦しやすい仕組みづくりという取り組みの意図が分かりにくい。	各課が横断的に取り組む必要のある課題に対して、迅速に対応できるようにするための仕組みづくり等について、基本計画に明記します。
35		基本目標7の「職員が飛び出すまち」を変えるべき。物語で職員が市役所から出れば良いのか。と受け取られる。多分、職員が従来の発想から飛び出し新しい価値を生み出す等を内包するものだと思うが、イメージがしにくい。	ご指摘のとおり、「職員が飛び出すまち」には、職員が従来の発想から飛び出し新しい価値を生み出す等を内包するものであり、そのことは説明文で明記しています。
36		基本目標7 職員が飛び出すまちについて、憲法にある公僕としての自覚を高め、憲法、地方自治法等、市民を守る立場で行政に励める職員を育てていく。また、職員が自主的な活動ができるように労働条件を整えることが必要。	憲法や地方自治法等を遵守することは、職員として当然のことながら、職員の育成に関する要素については、現在進めている基本計画の策定作業の中で検討しているところです。
37	土地利用構想 【P.39～40】	第3次長久手市土地利用計画(2018年3月)作成のP30土地利用構想図をP39の土地利用構想に持ってきている。その中で北西部の農地の中に突如「都市機能集積区域」があり、市役所庁舎の建替え場所と容易に想像できる。しかし、現在市役所庁舎についてのワークショップを開催中であり、この土地利用構想を基本構想にとり入れることは建替え場所を特定するための規制事実となる。まずは市役所建替えのワークショップの結果をみてからにするべきではないか。	平成30年3月に策定した第3次土地利用計画において、老朽化した市役所の建て替えについては、市役所周辺で高齢者を始めとする多様な世代が健康に暮らすための健康づくりセンターの機能を備えた総合体育館と一体的に整備することを位置付けており、総合計画基本構想の中の土地利用構想においても、同様に盛り込んでいきます。なお、市役所等公共施設整備ワークショップにおいて、参加者には、「土地利用計画の中で、市役所周辺での市役所建て替えを位置付けている。」ことを伝えており、市としては市役所周辺での整備が妥当であると考えております。
38	その他	イベントをすれば良い・・・という風潮で人を集め、参加者はいつも同じ人のように見受けられる。このような形で策定される「市民まちづくりプラン」に危惧を抱くが納得のいく説明を頂きたい。	市民まちづくりプランの策定作業は、ただ単にワークショップを開催するのみでなく、参加者同士がチームを作り、実際に考えた市民アクションを試行的に実行に移していきます。その結果から見えてきた課題等を踏まえ、市民アクションの中身を修正しながらプランにまとめていきます。この一連の作業を行うメンバーは、固定しておらず、毎回新たに参加される方もいらっしゃいます。また、「市民まちづくりプランづくり」については、広報やニュースレター、市ホームページで周知しており、一部の市民だけでなく、なるべく多くの方に参加いただけるように引き続き取り組んでいきたいと考えております。